

(案)

2020 物流 T D M 実行協議会設置要綱

制定 2020 年 月 日

(名 称)

第 1 条 本会は、2020 物流 T D M 実行協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第 2 条 東京圏の中小企業等を対象に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けた交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）の取組の必要性を周知し、理解と実行を促すため、東京圏の中小企業等の抱える懸念事項の解決を支援する「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の推進を目的とする。

(業務内容)

第 3 条 本協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の企画に関すること。
- (2) 「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の広報に関すること。
- (3) 「2020 物流 T D M 実行協議会」事業の実施に関すること。
- (4) その他、本協議会の運営に必要なこと。

(構 成)

第 4 条 本協議会の委員は、学識経験者、東京都、農林水産省、経済産業省、国土交通省、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、並びに協議会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組 織)

第 5 条 本協議会の委員は別表 1 に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。但し、会長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役 員)

第 6 条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 会長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 会長に事故等があるときは、会長代行を互選し、職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、協議会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第14条の規定により協議会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第9条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 本協議会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 本協議会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を協議会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（本協議会の資料の内容のほか、本協議会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならない、協議会から事前に書面による承諾を保持しなければならない、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(事務局)

第11条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及び事務局次長2名を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。

なお、委員又は監事と事務局長の兼任はこれを妨げない。

(所在地)

第12条 本協議会の事務所は、東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。

(謝金の支払い)

第13条 事務局は、学識経験者である委員及び第9条第6項に定める者であって本協議会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、オリンピック・パラリンピック準備局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

なお、その他の委員への報酬及び委員への旅費は支給しないものとする。

(解散)

第14条 本協議会は、その存続の必要がなくなつたと認められる場合、令和2年12月末日を目途に会長の決定により解散する。

(経費)

第15条 本協議会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規定等)

第16条 本協議会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第18条 本要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、2020年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年2月 日から施行する。

2020物流TDM実行協議会 委員

[別表1]

組織名	所属等	氏名(敬称略)
流通経済大学	流通情報学部 教授	苦瀬 博仁
内閣官房	東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局	参事官補佐
農林水産省	食料産業局	食品流通課課長補佐
経済産業省	商務情報政策局商務・サービスグループ	物流企画室長補佐
	中小企業庁経営支援部	経営支援課長補佐
	中小企業庁経営支援部	小規模企業振興課長補佐
	中小企業庁経営支援部	商業課長補佐
国土交通省	総合政策局	物流政策課長補佐
	自動車局	貨物課長補佐
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局	大会施設部輸送課長
	産業労働局総務部	企画担当課長
	都市整備局都市基盤部	調整担当課長
東京2020組織委員会	輸送局輸送調整部	交通円滑化調整課長
東京商工会議所	地域振興部長	
東京都中小企業振興公社	企画管理部	設備支援課長
東京都中小企業団体中央会	業務課長	
東京都商店街振興組合連合会	指導課長	
東京ビルディング協会	事務局次長	
全日本トラック協会	交通・環境部	調査役
関東トラック協会	海上コンテナ部	会長
東京都トラック協会	副会長	
東京都トラック協会	副会長	
東京都社会保険労務士会	会員課長	
東京都中小企業診断士協会	城北支部	執行役員
東京税理士会	総務部	委員

2020物流TDM実行協議会 監事

[別表2]

組織名	所属等
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局総務部
東京商工会議所	企画計理課長
	地域振興部長

2020物流TDM実行協議会 事務局長

[別表3-1]

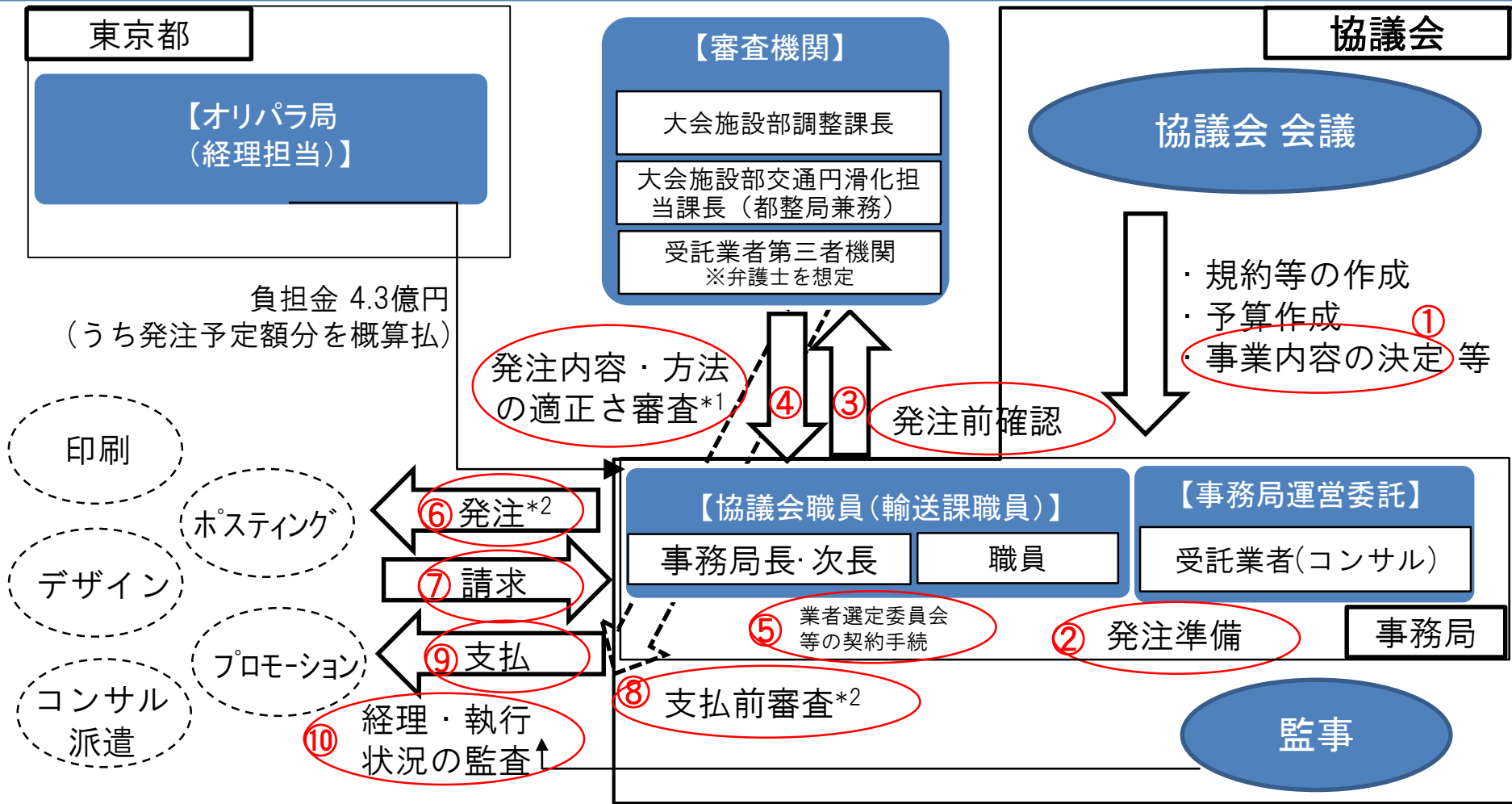
組織名	所属等
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局輸送担当部長

事務局次長

[別表3-2]

組織名	所属等
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課長
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送調整担当課長

2020物流TDM実行協議会の運営方法について



***1 審査方法**
(予定価格100万円以上の案件を審査)

- ・ 発注前：経費の内容等が妥当か・発注方法が適切か等をチェック
- ・ 支払前：支出の適正さ等をチェック
- ※ 特に第三者機関は、契約の内容・方法・手続き等が法的に妥当かをチェック

***2 発注方法**
(委託契約)

- ・ 予定価格 ～30万円……………特定者との契約可
- ・ 予定価格 30～100万円……………複数見積りのみでの契約可
- ・ 予定価格 100万円～……………原則として入札を実施
- ※ 特命や複数見積りで契約する合理的な理由がある場合、審査機関チェックの上当該方式で発注

2020 物流 TDM 実行協議会事業審査委員会設置要綱（案）

令和2年 月 日

（目 的）

第1条 東京都及び2020物流TDM実行協議会（以下「協議会」という。）は、2020物流TDM実行協議会事業（以下「事業」という。）に係る協定に基づき事業を実施するにあたり、発注・支出の妥当性等の観点から必要に応じて指摘を行うこと等により、協議会の行う事業の適切な遂行に資する審査を行うことを目的として、本要綱に定めるところにより、2020物流TDM実行協議会事業審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 本委員会は、別表に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

（委員長）

第3条 本委員会に委員長を置き、別表に掲げる者とする。

- 2 委員長は本委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。

（招 集）

第4条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

（任 期）

第5条 委員の任期は協議会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務める。

（審 査）

第6条 本委員会では、協議会の契約発注前に次に掲げる事項について審査するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて協議会に対して指摘、助言等を行う。

- 一 事業に係る経費の妥当性について
- 二 事業実施に係る発注方法の適正さについて
- 三 事業実施に係る契約行為の法的妥当性について
- 四 その他事業に関し必要なことについて

- 2 本委員会では、協議会の契約後支出前に次に掲げる事項について審査するものとし、こ

れらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて協議会に対して指摘、助言等を行う。

一 支出内容の適正さについて

3 審査に当たっては、別紙「2020 物流 TDM 実行協議会事業審査委員会における審査について」に基づいて実施するものとする。

(関係者の出席)

第7条 本委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者又は専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(審査結果の尊重)

第8条 本委員会において審査（必要に応じて行われた指摘等を含む。）が整った事項については、東京都及び協議会はその結果を尊重するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、本委員会解散後であっても、本委員会等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(本委員会の運営に要する経費の負担)

第10条 本委員会の運営に要する経費は事務局が負担する。ただし、本委員会の開催会場までの各委員の交通費その他の旅費については、その所属先たる東京都及び協議会それぞれが負担する。

(事務局)

第11条 本委員会の事務局は2020 物流 TDM 実行協議会事務局に置く。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

(別表)

委員長	【第6条第1項に規定する発注前審査】北原法律事務所 鈴木弁護士 【第6条第2項に規定する支出前審査】山本高志税理士事務所 山本税理士
委員	東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課長
委員	東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部交通円滑化担当課長

2020 物流 TDM 実行協議会事業審査委員会における審査について

2020 物流 TDM 実行協議会事業審査委員会において、以下のとおり、発注・支出の妥当性審査を行う。

1 対象

2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）が東京都と協議会との協定に基づき実施する 2020 物流 TDM 実行協議会事業とする。ただし、予定価格 100 万円未満の委託契約、物品の買入れ・借入れ契約、印刷物の製作の請負契約等に係る事項を除く。

2 審査の時点

協議会の発注前及び支出前とする。

3 審査における基本的な考え方

(1) 発注時

- ① 経費の内容が、必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること
- ② 発注の方法が、契約の価格・内容、事業実施にあたっての確実性等の観点から協議会として最適な業者等を選択するものであること
- ③ 契約の内容・方法・手続き等が、民法、商法その他の法令において適法・妥当であること
- ④ その他、発注の内容・方法が協議会事業として適切なものであること

(2) 支出時

- ① 支出の金額や債権者等が正しいものであるとともに、支出の内容が法令や契約等に違反していないこと

4 審査方法

(1) 発注時

3「審査における基本的な考え方」に基づき、発注前審査書（別記様式 1）に則り、契約実施要領、仕様書、予定価格、発注予定一覧などを審査・確認する。

(2) 支出時

3「審査における基本的な考え方」に基づき、支出前審査書（別記様式 2）に則り、支出決定書案、支出管理簿などを審査・確認する。

発注前審査書

審査年月日 _____ 年 月 日

案件名 _____

審査委員 _____

以下について、2020 物流 TDM 実行協議会事務局長に報告します。

審査の視点		審査員の見解	確認欄
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであるか	必要性		
	効率性		
	納得性		
発注の方法が、契約の価格・内容、事業実施にあたっての確実性等の観点から協議会として最適な業者等を選択するものであるか			
契約の内容・方法・手続き等が、民法、商法その他の法令において適法・妥当であるか			
その他、発注の内容・方法が協議会事業として適切なものであるか			
その他意見等			

- 確認書類：・契約実施要領
・仕様書
・予定価格
・発注予定一覧

支出前審査書

審査年月日 _____ 年 月 日

案件名 _____

審査委員 _____

以下について、2020 物流 TDM 実行協議会事務局長に報告します。

審査の視点	審査員の見解	確認欄
支出の金額や債権者等が正しいものであるとともに、支出の内容が法令や契約等に違反していないか		
その他意見等		

確認書類：・支出決定書案
・支出管理簿

2020 物流 TDM 実行協議会業者等選定委員会要綱（案）

令和 2 年 月 日

（目 的）

第 1 条 2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な協議会運営に資するため、2020 物流 TDM 実行協議会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- （1） 一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- （2） 一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- （3） 一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- （4） 一件予定価格 80 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- （5） 企画提案方式及び総合評価方式を採用する契約に係る業者の選定に関する事
- （6） 前各号を除き、一件予定価格 30 万円以上の特定業者の選定に関する事
- （7） 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

（構 成）

第 3 条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局輸送担当部長

委 員 同局大会施設部 TDM 担当課長

同局大会施設部 TDM 担当課長代理

2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

（選定委員会の運営）

第 4 条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

（招 集）

第 5 条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は令和2年 月 日から施行する。